

おいしい

社内で回覧・掲示をお願いします。

12月中旬
開催予定

健康保険委員オンラインセミナー を開催します

いま健康保険委員の登録をすれば参加可能！

今年度も健康保険委員向けのオンラインセミナーを開催します！
ご担当者様必見のセミナーとなっていますので、ぜひご参加をお願いします！
(健康保険委員の方には開催案内及び参加申込書を10月下旬頃に発送予定)



健康保険事務ご担当者様は

「健康保険委員」のご登録をお願いします！

登録費・年会費不要！

協会けんぽのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくために、各事業所様には健康保険委員（1名以上）をご登録いただくことをお願いしています。被保険者様であればどなたでもご登録いただけます！（事業主様もOK）



大支部にご加入の事業様の
およそ**4,000社**
がご登録済みです！

健康保険委員の方にお願ひしたいこと

事業所様と協会けんぽの橋渡しをお願いします

健康保険事務ご担当者様の現在のお仕事
＝ 健康保険委員の役割です！

- 従業員様からの健康保険に関する相談対応
- 協会けんぽからのお知らせの職場での周知（広報紙の回覧や掲示など）

もちろん活動の強制はございません。
可能な範囲でのご協力をお願いします。

健康保険委員のメリットは？

健康保険に関する最新・お役立ち情報が
タイムリーかつ自動的に入手できます！

- 健康保険の事務手引き冊子をお届けします
- 委員研修会・セミナーにご参加いただけます
- 専用広報紙「けんぽ委員だより」をお届けします



ご登録はカンタン！「申込書」を提出するだけ！

大支部のホームページから健康保険委員登録の「申込書」を印刷して、
FAXまたは郵送でご提出ください！

Q 協会けんぽ大分 健康保険委員募集



生活習慣病予防健診で年に一度の健康チェック!

協会けんぽでは、年度内にお一人様につき1回、健診費用の補助を行っています。
ぜひオトクで内容充実の生活習慣病予防健診をご利用ください!

生活習慣病予防健診は
健診費用が安い+
検査項目が充実の
オトクな健診です

一般健診 自己負担額 最高 **5,282円**

対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)



協会けんぽの生活習慣病予防健診

血圧測定	血液検査	尿検査
心電図検査	胸部レントゲン検査	
胃部レントゲン検査	便潜血反応検査	

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸

子宮 乳房 までカバー!

※子宮頸がん検診・乳がん検診は、別途自己負担が必要です。(協会けんぽからの補助あり)

生活習慣病予防健診3つのメリット

- 労働安全衛生法で定められている「定期健康診断」として利用できる
- 健診費用の約7割を協会けんぽが補助
- 「がん検診」もセットで充実

付加健診 自己負担額 最高 **2,689円**

一般健診に追加できる健診(単独受診はできません)

令和6年4月より付加健診の対象年齢について、従来の40歳・50歳に加え、

45歳 55歳 60歳 65歳 70歳 も対象になりました。

付加健診とは?

節目の年齢において、肝臓・胆のう・腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

事業者健診受診者の方へ健診結果の提供のお願い 定期健康診断(事業者健診)受け終わっていませんか?

提供対象:事業主様が実施する定期健康診断を受けた従業員の健診結果(生活習慣病予防健診受診者は除く)

定期健康診断(事業者健診)結果データを協会けんぽに提供することは法律^{※1}で義務付けられているため個人情報保護上問題ございません。また提供にあたり本人からの同意^{※2}は不要です。

健診結果データを提供するメリット

健康保険料率に反映されます

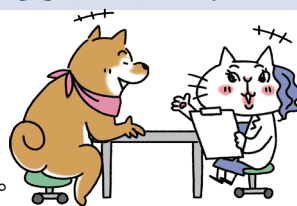
インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の受診率」が向上し、皆さまにご負担いただいている健康保険料率の引き下げにつながる可能性があります。

Q 協会けんぽ大分 インセンティブ制度



特定保健指導が受けられます

健診結果により、生活習慣の改善が必要と判定された方は、保健師等の健康づくりの専門家による健康サポートが無料で受けられます。



Q 協会けんぽ大分 データ提供

検索

※1 高齢者の医療の確保に関する法律第27条、健康保険法第150条

※2 個人情報の保護に関する法律第27条



資格喪失後の保険証・資格確認書の早期回収にご協力をお願いします!



従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに保険証・資格確認書を回収いただきますようお願いいたします。また、マイナ保険証を利用されていない従業員様には、マイナ保険証の利用をお勧めください。

マイナ保険証利用のメリットについて詳しくはこちら⇒

